

# (比例区・門脇翔平(候補者本人だけ))

## 訴 状

令和8年〇月〇日

東京高等裁判所 民事部 御中

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

選挙無効請求事件

訴訟物の価額 160万円

貼用印紙額 1万7000円

### 請求の趣旨

- 1 令和8年2月8日に行われた衆議院議員選挙の〇〇第〇区における選挙を無効とする
  - 2 訴訟費用は被告の負担とする
- との判決を求める。

### 請求の原因

#### 第1 原告の主張

##### 1 当事者

- (1) 原告は、衆議院議員となるため、令和8年2月8日に行われた第51回衆議院議員総選挙(以下「本件選挙」という。)に北海道〇〇区から立候補した者である。
- (2) 被告は、本件選挙に関する事務を管理する者である。

## 2 本件選挙に無効事由があること

### (1) 違法判断の対象

選挙無効の訴えにおいて判断されるべき対象は、特定の選挙区、開票区又は投票区における集合行為(選挙管理執行に関する一連の行為)としての選挙全体の効力である。本件訴訟で判断されるべき対象は○○で行われた○○であるところ、選挙管理執行に関する一連の行為のうち○○に当たる。

### (2) 「選挙の規定に違反することがあるとき」

#### ア 要件の解釈

本要件は「主として選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手続に関する明文の規定に違反することがあるとき又は直接そのような明文の規定は存在しないが選挙の基本理念である選挙の自由公正の原則が著しく阻害されるとき」をいうものと解されている(最高裁平成26年(行ツ)第96号・平成26年(行ヒ)第101号同年7月9日第二小法廷決定・集民第247号39頁、最高裁昭和27年(オ)第601号同年12月4日第一小法廷判決・民集6巻11号1103頁、最高裁昭和51年(行ツ)第49号同年9月30日第一小法廷判決・民集30巻8号838頁参照)。

#### イ 本件が本要件を満たすこと

本件選挙において、以下のような不正が行われた。

(以下検討フロー)

#### 1 具体的な不正事案の概要を記載する

#### 2 公選法205条1項違反の指摘

不正事案が

①「選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手続に関する明文の規定に違反することがあるとき」

又は

②「直接そのような明文の規定は存在しないが選挙の基本理念である選挙の自由公正の原則が著しく阻害されるとき」

のいずれかに当たることを示す。

↑選挙無効の条文;当選無効は他にある 208条?

選挙無効と当選無効は異なる。

(選挙自体の一部または全部の効力を争うのか、選挙が有効であることを前提として、当選の効力を争うのか)

今回の目的である票の集計のやり直しを促すためには、どちらかという当選無効の方が適

切

・審理の対象は「選挙管理の任にある機関」の管理執行行為である。そこで、裁判例では、選管が主体的、組織的に不正を行ったことが必要とされている。

・スタッフ個人レベルでの不正や有権者側の不正はこれに当たらない。

①にいう「明文の規定」には、公職選挙法だけでなく、同法施行規則、同法施行令が含まれる。

(肯定例)

・不在者投票の管理の違法、代理投票の管理の違法は、選挙の規定違反としてこれに当たる。

(否定例)

・選挙人(投票者)の違法行為はこれに当たらない(なりすまし投票など。ただし、これは当選無効の理由になる)

・投票の効力の判定の誤り(当選無効の理由にはなる)

・投票人数と投票総数との不一致は、直ちに投票用紙の交付の違法あるいは投票の増減罪を推定させるものではなく、名簿対照の記載漏れ、投票者の持ち帰り等と考えられる。二重投票の場合も、選挙の管理執行機関の選挙の管理執行の手続に関する規定違反がない限り、単に潜在的無効投票として当選争訟の理由たり得るに過ぎない(『逐条解説公職選挙法(下)』(ぎょうせい、平成21年)1632頁)。

②にいう「選挙の基本理念である選挙の自由公正の原則が著しく阻害されるとき」

①と異なり、②の内容は抽象的であり、どのような事態がこれに当たるかは不明確である。そこで、原告としては、選管の問題行為がなぜ「選挙の基本理念である選挙の自由公正の原則が著しく阻害」するといえるかを説明する必要がある。

(3)「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」

ア 要件解釈

「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」とは、「その違反がなかったならば、選挙の結果、すなわち候補者の当落に、現実が生じたところと異った結果の生ずる可能性のある場合」をいうものと解されている(最高裁判所第二小法廷判決昭和29(オ)153号昭和29年9月24日参照)。

イ 本件が本要件を満たすこと

以下に述べるとおり、第2で述べた選挙の規定違反は、その違反がなかったならば、選挙の結果、すなわち候補者の当落に、現実が生じたところと異なった結果の生ずる可能性のある場合に当たるといえる。

(○○選挙区では、当選した候補者の得票数が○○で、次点で落選した候補者の得票数が○○であった。当該選挙区での集計ミスであった票の数は○○である。その内容によっては、選挙の結果が覆った可能性が十分にある、など)

本件違反は「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」(公職選挙法205条1項)に当たる。

・不正に管理された不在者投票の枚数が当選者と次点落選者の得票差に満たないが、不在者投票の総数がこれを上回っていたという事案において、不在者投票の全体「の結果についても、もしそれが適正に施行されていれば異なった結果となったのではないかとの疑念を生ずるものといわざるを得ない」として、本要件を満たすと判断した最高裁判例がある(最高裁平成8年5月31日民集50巻6号1360頁)。

(作成者注):管理の違法は現に管理された投票だけでなく不在者投票全体に及ぶとの理解に基づくと思われる。

## 第2 結論

よって、原告は、令和8年2月8日に行われた第51回衆議院議員選挙の○○第○区における選挙を無効とするとの判決を求める。

以 上

証拠方法

追って提出する。

附属書類

1 訴状副本

1通

(別 紙)

当事者目録

中央選挙管理委員会管轄

〒○○○—○○○ ○○

電話番号 ○○〇—○○〇—○○○

ファックス ○○〇—○○〇—○○○

(○○第○選挙区)原告 門脇 翔平

〒100－8926 東京都千代田区霞が関2－1－2

(中央合同庁舎第2号館)

電話番号 03－5253－5573

ファックス 03－5253－5573(仮)

被 告 中央選挙管理会

代表者委員長 古屋 正隆

(以下余白)

# (小選挙区・候補者本人だけ)

## 訴 状

令和8年〇月〇日

東京高等裁判所 民事部 御中

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

選挙無効請求事件

訴訟物の価額 160万円

貼用印紙額 1万7000円

### 請求の趣旨

- 1 令和8年2月8日に行われた衆議院議員選挙の北海道第〇選挙区における選挙を無効とする
  - 2 訴訟費用は被告の負担とする
- との判決を求める。

### 請求の原因

#### 第1 原告の主張

##### 1 当事者

- (1) 原告は、衆議院議員となるため、令和8年2月8日に行われた第51回衆議院議員総選挙(以下「本件選挙」という。)に北海道〇〇区から立候補した者である。
- (2) 被告は、本件選挙に関する事務を管理する者である。

## 2 本件選挙に無効事由があること

### (1) 違法判断の対象

選挙無効の訴えにおいて判断されるべき対象は、特定の選挙区、開票区又は投票区における集合行為(選挙管理執行に関する一連の行為)としての選挙全体の効力である。本件訴訟で判断されるべき対象は○○で行われた○○であるところ、選挙管理執行に関する一連の行為のうち○○に当たる。

### (2) 「選挙の規定に違反することがあるとき」

#### ア 要件の解釈

本要件は「主として選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手続に関する明文の規定に違反することがあるとき又は直接そのような明文の規定は存在しないが選挙の基本理念である選挙の自由公正の原則が著しく阻害されるとき」をいうものと解されている(最高裁平成26年(行ツ)第96号・平成26年(行ヒ)第101号同年7月9日第二小法廷決定・集民第247号39頁、最高裁昭和27年(オ)第601号同年12月4日第一小法廷判決・民集6巻11号1103頁、最高裁昭和51年(行ツ)第49号同年9月30日第一小法廷判決・民集30巻8号838頁参照)。

#### イ 本件が本要件を満たすこと

本件選挙において、以下のような不正が行われた。

#### (以下検討フロー)

#### 1 具体的な不正事案の概要を記載する

#### 2 公選法205条1項違反の指摘

#### 不正事案が

①「選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手続に関する明文の規定に違反することがあるとき」

又は

②「直接そのような明文の規定は存在しないが選挙の基本理念である選挙の自由公正の原則が著しく阻害されるとき」

のいずれかに当たることを示す。

選挙無効と当選無効は異なる。

(選挙自体の一部または全部の効力を争うのか、選挙が有効であることを前提として、当選の効力を争うのか)

今回の目的である票の集計のやり直しを促すためには、どちらかという当選無効の方が適切

・審理の対象は「選挙管理の任にある機関」の管理執行行為である。そこで、裁判例では、選管が主体的、組織的に不正を行ったことが必要とされている。

・スタッフ個人レベルでの不正や有権者側の不正はこれに当たらない。

①にいう「明文の規定」には、公職選挙法だけでなく、同法施行規則、同法施行令が含まれる。

(肯定例)

・不在者投票の管理の違法、代理投票の管理の違法は、選挙の規定違反としてこれに当たる。

(否定例)

・選挙人(投票者)の違法行為はこれに当たらない(なりすまし投票など。ただし、これは当選無効の理由になる)

・投票の効力の判定の誤り(当選無効の理由にはなる)

・投票人数と投票総数との不一致は、直ちに投票用紙の交付の違法あるいは投票の増減罪を推定させるものではなく、名簿対照の記載漏れ、投票者の持ち帰り等と考えられる。二重投票の場合も、選挙の管理執行機関の選挙の管理執行の手続に関する規定違反がない限り、単に潜在的無効投票として当選争訟の理由たり得るに過ぎない(『逐条解説公職選挙法(下)』(ぎょうせい、平成21年)1632頁)。

②にいう「選挙の基本理念である選挙の自由公正の原則が著しく阻害されるとき」

①と異なり、②の内容は抽象的であり、どのような事態がこれに当たるかは不明確である。そこで、原告としては、選管の問題行為がなぜ「選挙の基本理念である選挙の自由公正の原則が著しく阻害」するといえるかを説明する必要がある。

たとえば、選挙区間の一票の格差が最大1対2に開いていることが本要件に該当すると主張する際には、次のような説明をする必要がある。

間接民主制において、選挙における投票は、国民が政治的意思決定に参画するための重要な手段である。民意を選挙結果に忠実に反映させるためには、選挙人の投票の影響力が投票結果に等しく反映されることが必要である。これを実現するためには、ただ形式的に一人に一票を付与するだけでは不十分であり、投票価値の平等が確保されなければならない。これは、選挙の自由公正を担保する上で必要不可欠である。

現状、選挙区間における一票当たりの投票価値の格差が最大1対2に開いている。この事態は、一人に2票を付与する事態を放置するのと異ならず、投票価値の平等が確保されているとは到底言い難い。そうすると、本件は、選挙の自由公正の原則が著しく阻害されているときに当たるといえる。

(3)「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」

ア 要件解釈

「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」とは、「その違反がなかつたならば、選挙の結果、すなわち候補者の当落に、現実が生じたところと異つた結果の生ずる可能性のある場合」をいうものと解されている(最高裁判所第二小法廷判決昭和29(オ)153号昭和29年9月24日参照)。



イ 本件が本要件を満たすこと

以下に述べるとおり、第2で述べた選挙の規定違反は、その違反がなかったならば、選挙の結果、すなわち候補者の当落に、現実が生じたところと異なった結果の生ずる可能性のある場合に当たるといえる。

(〇〇選挙区では、当選した候補者の得票数が〇〇で、次点で落選した候補者の得票数が〇〇であった。当該選挙区での集計ミスのあった票の数は〇〇である。その内容によっては、選挙の結果が覆った可能性が十分にある、など)

本件違反は「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」(公職選挙法205条1項)に当たる。

・不正に管理された不在者投票の枚数が当選者と次点落選者の得票差に満たないが、不在者投票の総数がこれを上回っていたという事案において、不在者投票の全体「の結果についても、もしそれが適正に施行されていれば異なった結果となったのではないかとの疑念を生ずるものといわざるを得ない」として、本要件を満たすと判断した最高裁判例がある(最高裁平成8年5月31日民集50巻6号1360頁)。

(作成者注):管理の違法は現に管理された投票だけでなく不在者投票全体に及ぶとの理解に基づくと思われる。

## 第2 結論

よって、原告は、令和8年2月8日に行われた第51回衆議院議員選挙の北海道第〇選挙区における選挙を無効とするとの判決を求める。

以 上

証拠方法

追って提出する。

付属書類

1 訴状副本

1通

別 紙

当事者目録

北海道選挙管理委員会管轄

〒〇〇〇—〇〇〇〇 〇〇

電話番号 〇〇〇—〇〇〇—〇〇〇〇

ファックス 〇〇〇—〇〇〇—〇〇〇〇

(北海道第〇選挙区)原告 門脇 翔平

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6

電話番号 011-231-4111

ファックス 011-232-1126

被告 北海道選挙管理委員会

代表者委員長 〇〇 〇〇

(以下余白)

# (小選挙区一般)

## 訴 状

令和8年〇月〇日

〇〇高等裁判所 民事部 御中

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

選挙無効請求事件

訴訟物の価額 160万円

貼用印紙額 1万7000円

### 請求の趣旨

- 1 令和8年2月8日に行われた衆議院議員選挙の〇〇第〇選挙区における選挙を無効とする
  - 2 訴訟費用は被告の負担とする
- との判決を求める。

### 請求の原因

#### 第1 原告の主張

##### 1 当事者

- (1) 原告(以下「選挙人」という。)は、令和8年2月8日に行われた衆議院議員選挙(以下「本件選挙」という。)の〇〇第〇区における選挙人である。
- (2) 被告は、本件選挙に関する事務を管理する者である。

## 2 本件選挙に無効事由があること

### (1) 違法判断の対象

選挙無効の訴えにおいて判断されるべき対象は、特定の選挙区、開票区又は投票区における集合行為(選挙管理執行に関する一連の行為)としての選挙全体の効力である。本件訴訟で判断されるべき対象は○○で行われた○○であるところ、選挙管理執行に関する一連の行為のうち○○に当たる。

### (2) 「選挙の規定に違反することがあるとき」

#### ア 要件の解釈

本要件は「主として選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手続に関する明文の規定に違反することがあるとき又は直接そのような明文の規定は存在しないが選挙の基本理念である選挙の自由公正の原則が著しく阻害されるとき」をいうものと解されている(最高裁平成26年(行ツ)第96号・平成26年(行ヒ)第101号同年7月9日第二小法廷決定・集民第247号39頁、最高裁昭和27年(オ)第601号同年12月4日第一小法廷判決・民集6巻11号1103頁、最高裁昭和51年(行ツ)第49号同年9月30日第一小法廷判決・民集30巻8号838頁参照)。

#### イ 本件が本要件を満たすこと

本件選挙において、以下のような不正が行われた。

#### (以下検討フロー)

#### 1 具体的な不正事案の概要を記載する

#### 2 公選法205条1項違反の指摘

#### 不正事案が

①「選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手続に関する明文の規定に違反することがあるとき」

又は

②「直接そのような明文の規定は存在しないが選挙の基本理念である選挙の自由公正の原則が著しく阻害されるとき」

のいずれかに当たることを示す。

選挙無効と当選無効は異なる。

(選挙自体の一部または全部の効力を争うのか、選挙が有効であることを前提として、当選の効力を争うのか)

今回の目的である票の集計のやり直しを促すためには、どちらかという当選無効の方が適切

・審理の対象は「選挙管理の任にある機関」の管理執行行為である。そこで、裁判例では、選管が主体的、組織的に不正を行ったことが必要とされている。

・スタッフ個人レベルでの不正や有権者側の不正はこれに当たらない。

①にいう「明文の規定」には、公職選挙法だけでなく、同法施行規則、同法施行令が含まれる。

(肯定例)

・不在者投票の管理の違法、代理投票の管理の違法は、選挙の規定違反としてこれに当たる。

(否定例)

・選挙人(投票者)の違法行為はこれに当たらない(なりすまし投票など。ただし、これは当選無効の理由になる)

・投票の効力の判定の誤り(当選無効の理由にはなる)

・投票人数と投票総数との不一致は、直ちに投票用紙の交付の違法あるいは投票の増減罪を推定させるものではなく、名簿対照の記載漏れ、投票者の持ち帰り等と考えられる。二重投票の場合も、選挙の管理執行機関の選挙の管理執行の手続に関する規定違反がない限り、単に潜在的無効投票として当選争訟の理由たり得るに過ぎない(『逐条解説公職選挙法(下)』(ぎょうせい、平成21年)1632頁)。

②にいう「選挙の基本理念である選挙の自由公正の原則が著しく阻害されるとき」

①と異なり、②の内容は抽象的であり、どのような事態がこれに当たるかは不明確である。そこで、原告としては、選管の問題行為がなぜ「選挙の基本理念である選挙の自由公正の原則が著しく阻害」するといえるかを説明する必要がある。

(3)「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」

ア 要件解釈

「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」とは、「その違反がなかったならば、選挙の結果、すなわち候補者の当落に、現実が生じたところと異った結果の生ずる可能性のある場合」をいうものと解されている(最高裁判所第二小法廷判決昭和29(オ)153号昭和29年9月24日参照)。

イ 本件が本要件を満たすこと

以下に述べるとおり、第2で述べた選挙の規定違反は、その違反がなかったならば、選挙の結果、すなわち候補者の当落に、現実が生じたところと異なった結果の生ずる可能性のある場合に当たるといえる。

(〇〇選挙区では、当選した候補者の得票数が〇〇で、次点で落選した候補者の得票数が〇〇であった。当該選挙区での集計ミスがあった票の数は〇〇である。その内容によっては、選挙の結果が覆った可能性が十分にある、など)

本件違反は「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」(公職選挙法205条1項)に当たる。

・不正に管理された不在者投票の枚数が当選者と次点落選者の得票差に満たないが、不在者投票の総数がこれを上回っていたという事案において、不在者投票の全体「の結果について

でも、もしそれが適正に施行されていれば異なった結果となったのではないかとの疑念を生ずるものといわざるを得ない」として、本要件を満たすと判断した最高裁判例がある(最高裁平成8年5月31日民集50巻6号1360頁)。

(作成者注):管理の違法は現に管理された投票だけでなく不在者投票全体に及ぶとの理解に基づくと思われる。

## 第2 結論

よって、原告は、令和8年2月8日に行われた第51回衆議院議員選挙の○○第○選挙区における選挙を無効とするとの判決を求める。

以 上

証拠方法

追って提出する。

付属書類

1 訴状副本

1通

(別 紙)

当事者目録

○○選挙管理委員会管轄

〒○○○—○○○ ○○

電話番号 ○○〇—○○〇—○○○

ファックス ○○〇—○○〇—○○○

(○○第○選挙区)原 告 ○○ ○○

〒○○○—○○○ ○○

電話番号 ○○〇—○○〇—○○○

ファックス ○○〇—○○〇—○○○○

被 告 ○○選挙管理委員会

代表者委員長 ○○ ○○

(以下余白)

# （当選無効・比例区一般）

## 訴 状

令和8年〇月〇日

東京高等裁判所 民事部 御中

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

選挙無効請求事件

訴訟物の価額 160万円

貼用印紙額 1万7000円

### 請求の趣旨

- 1 令和8年2月8日執行に係る衆議院議員選挙の当選人〇〇の当選を無効とする
  - 2 訴訟費用は被告の負担とする
- との判決を求める。

### 請求の原因

#### 第1 原告の主張

##### 1 当事者

- (1) 原告は、〇〇に居住する選挙人であり、衆議院議員となるため、令和8年2月8日に行われた衆議院議員選挙（以下「本件選挙」という。）に〇〇区から立候補した者である。
- (2) 被告は、本件選挙に関する事務を管理する者である。



## 2 当選人〇〇の当選が無効とされるべきこと

(以下検討フロー)

- ・具体的な不正事案の概要を記載する。

(〇〇選挙区では、当選した候補者の得票数が〇〇で、次点で落選した原告の得票数が〇〇であった。当該選挙区での集計ミスがあった票の数は〇〇である。その内容によっては、原告が当選人となった可能性が十分にある、など)

- ・選挙人(投票者)の違法行為

- ・投票の効力の判定の誤り

- ・二重投票の場合も、潜在的無効投票として当選争訟の理由になり得る(『逐条解説公職選挙法(下)』(ぎょうせい、平成21年)1632頁)。

## 3 本件選挙に無効事由があること

### (1) 違法判断の対象

選挙無効の訴えにおいて判断されるべき対象は、特定の選挙区、開票区又は投票区における集合行為(選挙管理執行に関する一連の行為)としての選挙全体の効力である。本件訴訟で判断されるべき対象は〇〇で行われた〇〇であるところ、選挙管理執行に関する一連の行為のうち〇〇に当たる。

### (2) 「選挙の規定に違反することがあるとき」

#### ア 要件の解釈

本要件は「主として選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手続に関する明文の規定に違反することがあるとき又は直接そのような明文の規定は存在しないが選挙の基本理念である選挙の自由公正の原則が著しく阻害されるとき」をいうものと解されている(最高裁平成26年(行ツ)第96号・平成26年(行ヒ)第101号同年7月9日第二小法廷決定・集民第247号39頁、最高裁昭和27年(オ)第601号同年12月4日第一小法廷判決・民集6巻11号1103頁、最高裁昭和51年(行ツ)第49号同年9月30日第一小法廷判決・民集30巻8号838頁参照)。

#### イ 本件が本要件を満たすこと

本件選挙において、以下のような不正が行われた。

②にいう「選挙の基本理念である選挙の自由公正の原則が著しく阻害されるとき」

①と異なり、②の内容は抽象的であり、どのような事態がこれに当たるかは不明確。

そこで、原告としては、問題となる選管の行為がなぜ「選挙の基本理念である選挙の自由公正の原則が著しく阻害」するといえるかを説明する必要がある。

### (3) 「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」

## ア 要件解釈

「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」とは、「その違反がなかったならば、選挙の結果、すなわち候補者の当落に、現実が生じたところと異った結果の生ずる可能性のある場合」をいうものと解されている(最高裁判所第二小法廷判決昭和29(オ)153号昭和29年9月24日参照)。

## イ 本件が本要件を満たすこと

以下に述べるとおり、第2で述べた選挙の規定違反は、その違反がなかったならば、選挙の結果、すなわち候補者の当落に、現実が生じたところと異なった結果の生ずる可能性のある場合に当たるといえる。

(記載内容は、当選無効の理由と同様。〇〇選挙区では、当選した候補者の得票数が〇〇で、次点で落選した候補者の得票数が〇〇であった。当該選挙区での集計ミスのあった票の数は〇〇である。その内容によっては、選挙の結果が覆った可能性が十分にある、など)

したがって、本件違反は「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」(公職選挙法205条1項)に当たる。

## 第2 結論

よって、原告は、令和8年2月8日に行われた衆議院議員選挙の〇〇第〇選挙区における選挙を無効とするとの判決を求める。

以 上

## 証拠方法

追って提出する。

## 付属書類

1 訴状副本

1通

別 紙

## 当事者目録

〒〇〇〇—〇〇〇〇 〇〇

電話番号 〇〇〇—〇〇〇—〇〇〇〇

ファックス 〇〇〇—〇〇〇—〇〇〇〇

(〇〇第〇選挙区)原告 〇〇 〇〇

〒100－8926 東京都千代田区霞が関2－1－2

(中央合同庁舎第2号館)

電話番号 03－5253－5573

ファックス 03－5253－5573(仮)

被告 中央選挙管理会

代表者委員長 古屋 正隆

(以下余白)

# (比例区一般(選挙無効))

## 訴 状

令和8年〇月〇日

東京高等裁判所 民事部 御中

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

選挙無効請求事件

訴訟物の価額 160万円

貼用印紙額 1万7000円

### 請求の趣旨

- 1 令和8年2月8日に行われた衆議院議員選挙の〇〇第〇区における選挙を無効とする
  - 2 訴訟費用は被告の負担とする
- との判決を求める。

### 請求の原因

#### 第1 原告の主張

##### 1 当事者

- (1) 原告(以下「選挙人」という。)は、令和8年2月8日に行われた衆議院議員選挙(以下「本件選挙」という。)の〇〇第〇区における選挙人である。
- (2) 被告は、本件選挙に関する事務を管理する者である。

## 2 本件選挙に無効事由があること

### (1) 違法判断の対象

選挙無効の訴えにおいて判断されるべき対象は、特定の選挙区、開票区又は投票区における集合行為(選挙管理執行に関する一連の行為)としての選挙全体の効力である。本件訴訟で判断されるべき対象は○○で行われた○○であるところ、選挙管理執行に関する一連の行為のうち○○に当たる。

### (2) 「選挙の規定に違反することがあるとき」

#### ア 要件の解釈

本要件は「主として選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手續に関する明文の規定に違反することがあるとき又は直接そのような明文の規定は存在しないが選挙の基本理念である選挙の自由公正の原則が著しく阻害されるとき」をいうものと解されている(最高裁平成26年(行ツ)第96号・平成26年(行ヒ)第101号同年7月9日第二小法廷決定・集民第247号39頁、最高裁昭和27年(オ)第601号同年12月4日第一小法廷判決・民集6巻11号1103頁、最高裁昭和51年(行ツ)第49号同年9月30日第一小法廷判決・民集30巻8号838頁参照)。

#### イ 本件が本要件を満たすこと

本件選挙において、以下のような不正が行われた。

(以下検討フロー)

#### 1 具体的な不正事案の概要を記載する

#### 2 公選法205条1項違反の指摘

不正事案が

①「選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手續に関する明文の規定に違反することがあるとき」

又は

②「直接そのような明文の規定は存在しないが選挙の基本理念である選挙の自由公正の原則が著しく阻害されるとき」

のいずれかに当たることを示す。

・審理の対象は「選挙管理の任にある機関」の管理執行行為である。そこで、裁判例では、選管が主体的、組織的に不正を行ったことが必要とされている。

・スタッフ個人レベルでの不正や有権者側の不正はこれに当たらない。

①にいう「明文の規定」には、公職選挙法だけでなく、同法施行規則、同法施行令が含まれる。

(肯定例)

・不在者投票の管理の違法、代理投票の管理の違法は、選挙の規定違反としてこれに当たる。

(否定例)

・選挙人(投票者)の違法行為はこれに当たらない(なりすまし投票など。ただし、これは当選無効の理由になる)

・投票の効力の判定の誤り(当選無効の理由にはなる)

・投票人数と投票総数との不一致は、直ちに投票用紙の交付の違法あるいは投票の増減罪を推定させるものではなく、名簿対照の記載漏れ、投票者の持ち帰り等と考えられる。二重投票の場合も、選挙の管理執行機関の選挙の管理執行の手續に関する規定違反がない限り、単に潜在的無効投票として当選争訟の理由たり得るに過ぎない(『逐条解説公職選挙法(下)』(ぎょうせい、平成21年)1632頁)。

②にいう「選挙の基本理念である選挙の自由公正の原則が著しく阻害されるとき」

①と異なり、②の内容は抽象的であり、どのような事態がこれに当たるかは不明確である。そこで、原告としては、選管の問題行為がなぜ「選挙の基本理念である選挙の自由公正の原則が著しく阻害」するといえるかを説明する必要がある。

(3)「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」

ア 要件解釈

「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」とは、「その違反がなかったならば、選挙の結果、すなわち候補者の当落に、現実が生じたところと異った結果の生ずる可能性のある場合」をいうものと解されている(最高裁判所第二小法廷判決昭和29(オ)153号昭和29年9月24日参照)。

イ 本件が本要件を満たすこと

以下に述べるとおり、第2で述べた選挙の規定違反は、その違反がなかったならば、選挙の結果、すなわち候補者の当落に、現実が生じたところと異なった結果の生ずる可能性のある場合に当たるといえる。

(〇〇選挙区では、当選した候補者の得票数が〇〇で、次点で落選した候補者の得票数が〇〇であった。当該選挙区での集計ミスであった票の数は〇〇である。その内容によっては、選挙の結果が覆った可能性が十分にある、など)

本件違反は「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」(公職選挙法205条1項)に当たる。

## 第2 結論

よって、原告は、令和8年2月8日に行われた第51回衆議院議員選挙の〇〇第〇区における選挙を無効とするとの判決を求める。

以 上

証拠方法

追って提出する。

付属書類

1 訴状副本

1通

(別 紙)

当事者目録

〒〇〇〇—〇〇〇〇 〇〇

電話番号 〇〇〇—〇〇〇—〇〇〇〇

ファックス 〇〇〇—〇〇〇—〇〇〇〇

(〇〇第〇選挙区)原 告 〇〇 〇〇

〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2

(中央合同庁舎第2号館)

電話番号 03-5253-5573

ファックス 03-5253-5573(仮)

被 告 中央選挙管理会

代表者委員長 古屋 正隆

(以下余白)

# (小選挙区一般・当選無効)

訴 状

令和8年〇月〇日

〇〇高等裁判所 民事部 御中

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

選挙無効請求事件

訴訟物の価額 1 6 0 万円

貼用印紙額 1 万 7 0 0 0 円

請求の趣旨

- 1 令和8年2月8日執行に係る衆議院議員選挙の当選人〇〇の当選を無効とする
  - 2 訴訟費用は被告の負担とする
- との判決を求める。

請求の原因



## 第1 原告の主張

### 1 当事者

- (1) 原告は、〇〇に居住する選挙人であり、衆議院議員となるため、令和8年2月8日に行われた衆議院議員選挙（以下「本件選挙」という。）に〇〇第〇区から立候補した者である。
- (2) 被告は、本件選挙に関する事務を管理する者である。

### 2 本件選挙に無効事由があること

#### (1) 違法判断の対象

選挙無効の訴えにおいて判断されるべき対象は、特定の選挙区、開票区又は投票区における集合行為（選挙管理執行に関する一連の行為）としての選挙全体の効力である。本件訴訟で判断されるべき対象は〇〇で行われた〇〇であるところ、選挙管理執行に関する一連の行為のうち〇〇に当たる。

#### (2) 「選挙の規定に違反することがあるとき」

#### ア 要件の解釈

本要件は「主として選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手續に関する明文の規定に違反することがあるとき又は直接そのような明文の規定は存在しないが選挙の基本理念である選挙の自由公正の原則が著しく阻害されるとき」をいうものと解されている（最高裁平成26年（行ツ）第96号・平成26年（行ヒ）第101号同年7月9日第二小法廷決定・集民第247号39頁、最高裁昭和27年（オ）第601号同年12月4日第一小法廷判決・民集6巻11号1103頁、最高裁昭和51年（行ツ）第49号同年9月30日第一小法廷判決・民集30巻8号838頁参照）。

イ 本件が本要件を満たすこと

本件選挙において、以下のような不正が行われた。

(以下検討フロー)

1 具体的な不正事案の概要を記載する

2 公選法205条1項違反の指摘

不正事案が

①「選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手續に関する明文の規定に違反することがあるとき」

又は

②「直接そのような明文の規定は存在しないが選挙の基本理念である選挙の自由公正の原則が著しく阻害されるとき」

のいずれかに当たることを示す。

・審理の対象は「選挙管理の任にある機関」の管理執行行為である。そこで、裁判例では、選管が主体的、組織的に不正を行ったことが必要とされている。

・スタッフ個人レベルでの不正や有権者側の不正はこれに当たらない。

①にいう「明文の規定」には、公職選挙法だけでなく、同法施行規則、同法施行令が含まれる。

(肯定例)

・不在者投票の管理の違法、代理投票の管理の違法は、選挙の規定違反としてこれに当たる。

(否定例)

- ・ 選挙人（投票者）の違法行為はこれに当たらない（なりすまし投票など。ただし、これは当選無効の理由になる）

- ・ 投票の効力の判定の誤り（当選無効の理由にはなる）

- ・ 投票人数と投票総数との不一致は、直ちに投票用紙の交付の違法あるいは投票の増減罪を推定させるものではなく、名簿対照の記載漏れ、投票者の持ち帰り等と考えられる。二重投票の場合も、選挙の管理執行機関の選挙の管理執行の手続に関する規定違反がない限り、単に潜在的無効投票として当選争訟の理由たり得るに過ぎない（『逐条解説公職選挙法（下）』（ぎょうせい、平成21年）1632頁）。

②にいう「選挙の基本理念である選挙の自由公正の原則が著しく阻害されるとき」

①と異なり、②の内容は抽象的であり、どのような事態がこれに当たるかは不明確である。そこで、原告としては、選管の問題行為がなぜ「選挙の基本理念である選挙の自由公正の原則が著しく阻害」するといえるかを説明する必要がある。

(3) 「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」

#### ア 要件解釈

「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」とは、「その違反がなかったならば、選挙の結果、すなわち候補者の当落に、現実に生じたところと異った結果の生ずる可能性のある場合」をいうものと解されている（最高裁判所第二小法廷判決昭和29（オ）153号昭和29年9月24日参照）。

#### イ 本件が本要件を満たすこと

以下に述べるとおり、第2で述べた選挙の規定違反は、その違反がなかったならば、選挙の結果、すなわち候補者の当落に、現実に生じたところと異なった結果の生ずる可能性のある場合に当

たるといえる。

（〇〇選挙区では、当選した候補者の得票数が〇〇で、次点で落選した候補者の得票数が〇〇であった。当該選挙区での集計ミスのあった票の数は〇〇である。その内容によっては、選挙の結果が覆った可能性が十分にある、など）

本件違反は「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」（公職選挙法205条1項）に当たる。

・不正に管理された不在者投票の枚数が当選者と次点落選者の得票差に満たないが、不在者投票の総数がこれを上回っていたという事案において、不在者投票の全体「の結果についても、もしそれが適正に施行されていれば異なった結果となったのではないかとの疑念を生ずるものといわざるを得ない」として、本要件を満たすと判断した最高裁判例がある（最高裁平成8年5月31日民集50巻6号1360頁）。

（作成者注）：管理の違法は現に管理された投票だけでなく不在者投票全体に及ぶとの理解に基づくと思われる。

## 第2 結論

よって、原告は、令和8年2月8日に行われた衆議院議員選挙の〇〇第〇選挙区における選挙を無効とするとの判決を求める。

以 上

証拠方法

追って提出する。

付属書類

1 訴状副本

1 通

(別 紙)

当事者目録

〇〇選挙管理委員会管轄

〒〇〇〇—〇〇〇〇 〇〇

電話番号 〇〇〇—〇〇〇—〇〇〇〇

ファックス 〇〇〇—〇〇〇—〇〇〇〇

(〇〇第〇選挙区) 原告 〇〇 〇〇

〒〇〇〇—〇〇〇〇 〇〇

電話番号 〇〇〇—〇〇〇—〇〇〇〇

ファックス 〇〇〇—〇〇〇—〇〇〇〇

被告 〇〇選挙管理委員会

代表者委員長 〇〇 〇〇

(以下余白)

